

下水道法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

2023年12月26日、「下水道法施行令の一部を改正する政令」が閣議で決定されました。

水質汚濁防止法等において、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定する技術の確立により、水質基準が大腸菌群数から大腸菌数に改正されます。この改正を踏まえ、下水道法施行令における公共下水道等からの放流水に含まれる大腸菌群数の基準についても、大腸菌数の基準(1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下)に改正されます。

また、特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれる六価クロム化合物については、新たな知見の蓄積により、人体に対する影響の正確な評価が可能となったことから、排水基準が1リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下から、1リットルにつき六価クロム 0.2 ミリグラム以下に強化されます。

この政令は、2024年1月4日に公布されており、六価クロムは2024年4月1日から、大腸菌数は2025年4月1日から施行されます。

当社では、多くの排水分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2023年12月26日付 国土交通省報道発表資料](#)

環境検査箇所 阪口玲子

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. EUPOPs 規則附属書 I における PFOS 類の改正案について意見募集を実施](#)

[2. RoHS 指令附属書 III のカドミウムに関する適用除外用途の改正案を公表](#)

[3. REACH 規則附属書 17 エントリー 27 のニッケルに関する EN 規格を更新](#)

[4. 計量単位令の一部を改正する政令が閣議決定されました](#)

化審法における PFOA 関連物質等の適用除外等の措置（案）について

2024年1月16日に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)におけるペルフルオロオクタン酸(PFOA)の異性体とその塩及び PFOA 関連物質に係る所要の措置について合同委員会が開催されました。

委員会では、以下の内容について、適当であるとされました。

・製造、輸入及びその使用

PFOA の異性体とその塩は、今後の製造・輸入・使用の予定はないことから、全ての用途について使用を禁止する。PFOA 関連物質は、埋込型医療機器の製造等において2件の例外的な用途を認める。

・製品等の取扱い

当該物質を使用した消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤について、取扱上の技術基準及び環境汚染防止のための表示義務に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品に指定する。

・製品の輸入の禁止

PFOA の異性体とその塩を使用した製品(13 製品)及び PFOA 関連物質を使用した製品(8 製品)について、今後、日本に輸入されるおそれ等から、輸入を禁止する。

・その他の必要な措置

当該物質が使用されている製品の回収等の追加措置の必要性はない。

今後、2024年2月頃にパブリックコメントが予定されています。

資料 [2024年1月16日付 厚生労働省 HP 議事要旨](#)

有機分析箇所 長谷川知草

[5. 「水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令」の閣議決定について](#)

[6. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)



PFAS の小冊子進呈中！

PFAS とは PFOS や PFOA などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。

当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)